

ドイツ特許商標庁，米国特許商標庁との特許審査ハイウェイ試行を延長

2013年7月16日
JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ特許商標庁（DPMA）は7月10日，同庁のプレスリリースにおいて，米国特許商標庁（USPTO）との特許審査ハイウェイ（PPH）試行プロジェクトを，2015年4月26日まで延長することを発表した。

同プレスリリースにおいては，DPMA が2012年11月以降，「PPH MOTTAINAI」の導入していることにも触れられている。PPH MOTTAINAI の導入に伴い，出願人は，DPMA がPPHを実施している，日本国特許庁（JPO）及びUSPTOを含む6つの庁¹のうちの少なくともの一つに出願された対応出願において当該庁の一つが特許可能であると判断した請求項に基づき，どの庁に先に特許出願をしたかにかかわらず，先に審査が行われた庁の特許可能との審査結果に基づいてDPMAにPPH申請を行うことが可能となっている。

— DPMAの本プレスリリース（ドイツ語）は，以下参照 —

[Schneller zum Patent: Pilotprojekt "Patent Prosecution Highway \(PPH\)" zwischen deutscher und US-Patentbehörde verlängert](#)

— DPMAのPPH MOTTAINAI導入を含むPPHの新たなガイドライン採択に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 —

[ドイツ特許商標庁，特許審査ハイウェイの新たなガイドラインを公表（2012年11月20日）
（PDF）](#)

— PPH MOTTAINAI導入を含むPPHの新たなガイドライン採択に関するDPMAのプレスリリース（ドイツ語）は，以下参照 —

[Schneller und einfacher zum Patent: Künftige Erleichterungen beim "Patent Prosecution Highway"](#)

— PPH MOTTAINAIについては，以下参照 —

[PPH MOTTAINAIについて](#)

（以上）

¹ JPO, USPTO, 韓国知的財産庁 (KIPO), カナダ知的財産庁 (CIPO), 中国国家知識産権局 (SIPO) 及び UKIPO (英国知的財産庁)。